

2025(令和7)年6月27日

いのちのとりで裁判(生活保護基準引下げ訴訟)最高裁判決を高く評価し 判決を踏まえた早期全面解決を求める声明

いのちのとりで裁判大阪訴訟・愛知訴訟 原告団・弁護団
いのちのとりで裁判全国アクション
生活保護引き下げに NO！ 全国争訟ネット

本日、最高裁判所第三小法廷(宇賀克也裁判長)は、2013年から3回に分けて行われた史上最大の生活保護基準引下げ(以下「本件引下げ」)を理由とする保護変更決定処分は違法であるとして、各処分の取り消しを認める画期的な判決を言い渡した。

本判決は、生活保護法8条1項に基づく厚生労働大臣の生活保護基準設定権限につき、同条2項を正しく解釈して裁量の範囲を限定した上、先例となる老齢加算訴訟最高裁判決が示した判断過程審査を採用し司法審査を行った結果、本件引下げの主要な根拠とされた「デフレ調整」について、専門的知見との整合性を欠き、厚生労働大臣の判断の過程及び手続に過誤、欠落があり違法と断罪した。このような違法な裁量権行使の原因は、2012年の衆議院議員総選挙において自由民主党が「生活保護給付水準の10%引下げ」を公約に掲げて政権に復帰したという政治的背景により、厚生労働大臣が、「法」を軽視した点にある。私たちは、最高裁判所が「少数者の権利保護を含む法の支配、法による正義を実現する」という司法の本質的役割を果たしたものとして本判決を高く評価する(但し、多数意見が2分の1処理を違法としなかった点及び国家賠償請求を認めなかった点は残念であり、これらをいずれも認めるべきとした宇賀反対意見を重く受け止めるべきである)。

私たちは、歴史に残る本判決を受けて、本件引下げから10年以上の長きにわたる闘いを理解し支えてくださった全ての方々に対し心から感謝し、この国の司法が生きていたことの喜びを共に噛みしめ、分かち合いたい。

一方、生活保護利用者の多くは高齢者や障がい・傷病者であって、最大時1027名であった原告のうち2割を超える232名が既に亡くなっていることからしても早期の全面解決が切実に求められている。私たちは、長年にわたり数百万人の生存権(憲法25条)と個人の尊厳(憲法13条)を侵害し続けた国に対し、本判決に従い、全ての生活保護利用者への謝罪、本件引下げ前の基準による保護費との差額支給等必要な被害回復措置を直ちに講じるよう求める。また、前代未聞の権利侵害を二度と発生させないよう、厚生労働大臣の裁量を明確に制限し、生活保護バッシングの再来を許さない「生活保障法」の制定等の措置を速やかに講じるよう求める。